

# 感染症罹患報告書（教職員用）

東亜学園高等学校長 殿

氏名

年 月 日生

上記の者は下記○印の感染症のため、

平成 年 月 日～平成 年 月 日迄、自宅安静加療を要した。

（学校出席停止 実質日数 日間）

症状が軽快し、かつ学校保健安全法の基準により、他への感染の心配がなくなったので、

平成 年 月 日より出校を許可します。

## 記

### 第一種…治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ

### 第二種

- ・インフルエンザ…発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日経過するまで
- ・百日咳…特有の咳が消失するまで 又は 5 日間の抗生物質治療終了まで
- ・麻疹…解熱した後 3 日経過するまで
- ・流行性耳下腺炎…耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
- ・風疹…発疹が消失するまで
- ・水痘…すべての発疹が痂皮化するまで
- ・咽頭結膜熱…主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
- ・結核…病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
- ・髄膜炎菌性髄膜炎…症状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで

### 第三種…病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎  
その他の伝染病

（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルペンギーナ、マイコプラズマ肺炎、  
流行性嘔吐下痢症など）

平成 年 月 日

医療機関名

所在地

医師名

⑩